

令和5年8月から 中学生以下の医療費が無償になります！



▶対象

滝川市に居住する中学生以下〔平成20（2008）年4月2日～平成29（2017）年4月1日生まれ〕のお子さま※
※未就学児はこれまでどおり無償です。

▶実施時期

令和5年 **8月** 診療分から

▶助成内容・利用方法

世帯の所得状況に関わらず、滝川市に居住する中学生以下のお子さまの入院・通院・歯科・調剤・指定訪問看護等にかかる健康保険適用分の医療費を、滝川市が全額助成します。

申請後に交付される受給者証を医療機関等の会計窓口で提示すると、その場で助成該当費用分が無償となります。一度支払ってしまったあとでも、申請いただくと口座へ返金されます。

▶主な変更点

- ・令和5年8月診療分から、滝川市にお住まいの中学生以下のお子さまの医療費が無償になります。
- ・子ども医療費助成は所得制限が無くなるため、これまで該当とならなかったお子さまも今後は助成の対象となります。
- ・一度申請いただくと、毎年の更新手続きは必要ありません。

▶申請書の提出について

- ・令和5年度、小・中学生のお子さまがいるご家庭は、各学校から4月上旬に申請書が配布されますので、必要事項を記入・押印のうえ、お子さまの健康保険証の写しを添付し、期日までに学校または市役所、江部乙支所へ提出してください。
- ・「ひとり親家庭等医療費助成」「重度心身障害者医療費助成」「生活保護」を受給されている方、対象の要件を満たさない方はお手続き不要です。
- ・対象の要件を満たしているにも関わらずお手元に申請書が届かない場合は、市公式ホームページで申請書様式をダウンロードするか、市役所1階6番窓口または江部乙支所で配布していますのでご利用ください。
- ・申請書の提出後、必要に応じて市役所から電話連絡する場合があります。

令和5年度 の未就学児



令和5年度 の小学生



令和5年度 の中学生



- ◆現在、受給者証をお持ちの場合は、申請不要です。
- ◆現在、所得制限の超過で受給者証をお持ちでない場合は、4月上旬にご自宅に申請書を送付しますので、期日までに提出してください。

- ◆対象の方は必ず申請が必要です。期日までに提出してください。
- ◆対象となる方には7月中に受給者証を送付します。
- ◆他制度該当ならびに提出書類および確定申告の不備等により、対象とならない場合があります。

▶提出期限

【学校への提出】 **4月21日 金** まで

【市役所への提出】 **4月28日 金** まで

問合先 保険医療課 Tel.28-8018